

株式会社 三栄ケアサービス
居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社三栄ケアサービス（以下「本会社」という。）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という。）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基き、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、川西市、在宅介護支援センター、包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
 - 5 上記の他「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（厚生省令第38号、平成11年3月31日付）」を遵守する。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。
- (1) 名称 あいケアプランセンター
 - (2) 所在地 兵庫県宝塚市高司1丁目8-3 7-102
- 第4条 あいケアプランセンター（以下「本所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者：1名（常勤職員）
なお、管理者は主任介護支援専門員をあて、管理者と兼務する事が出来

るものとする。

- ア 管理者は事業所の介護支援専門員その他従事者の管理及び居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行う。
- イ 管理者は、事業所の介護支援専門員その他従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員：1名（常勤）以上

なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。

- ア 介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(3) 介護支援専門員が他の業務と兼任することは差し支えないが、介護保険施設の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められない。

(4) 上記の他、介護支援専門員のサービスの取り扱いに関する基準は厚生省令第38号13条を遵守する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。ただし国民の休日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は月曜日から金曜日までの午前9時から午後6時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室、利用者の自宅等
- (2) 使用する課題分析票の種類：居宅サービス計画ガイドライン
- (3) サービス担当者会議の開催場所：基本利用者の自宅等
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、宝塚市、川西市、伊丹市、尼崎市、西宮市の区域とする。

(利用料等)

第8条 居宅介護サービス計画費のうち10割給付のもの以外については、介護報酬に規定された額と同額にする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の訪問をする場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。ただし、この費用の徴収に当たっては、事前に利用者又は家族に説明の上同意の得られたものに限る。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。（その都度徴収し、領収書を発行します。）
 - ・事業所から訪問先への往復の距離（キロ数）に 10 円 を乗じた金額尚、この料金を変更する場合には1ヶ月以上前に契約者等に文書で告知します。
- 3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。
- 4 その他、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

(非常災害対策)

第9条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(地域との連携など)

第10条 事業所は、その運営にあたって、地域住民又はその自発的な活動等と連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 本事業の社会的使命を充分に認識し、常に職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項の他、本事業の運営に関する重要事業は本会が別に定めるものとする。

(暴力団等の影響の排除)

第12条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならないものとす

る。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知を徹底する。

- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待防止のための研修を徹底的に実施する。
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

(ハラスメント対策)

第14条 職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景にした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境が害されることを防止するための方針の明確化の必要措置を講じる。

(付則)

この規定は、平成15年6月1日から施行する。

- ・平成28年 7月 1日一部改訂
- ・平成29年 4月 1日一部改訂
- ・平成30年10月 1日一部改訂
- ・令和 3年 4月 1日一部改訂
- ・令和 5年 2月 1日一部改訂
- ・令和 6年 4月 1日一部改訂